

政令第 号

港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、並びに港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第四項及び第三十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「（法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条を第四条とする。

第六条を削る。

第七条第一項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「特定港湾における」及び「第十八条第二項、第二十条第二項並びに第二十二條の二第六項において準用する」を削り、同号を同項第一号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「同条第二号」を「事業計画の変更」に改め、同号を同項第二号とし、同項第七号及び第八号を削り、同項に次の二号を加える。

三 法第二十二條の二及び第二十二條の三に規定する職権

四 法第三十三條の二第二項において準用する法第九條及び第十一條第一項に規定する職権
第七條を第五條とする。

別表第一中「一青 森一大 湊一」を削る。

別表第三を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年五月十五日）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 (中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令の一部改正)
中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二

年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を次のように改める。

十一 削除

理由

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定港湾の指定を廃止する等の必要があるからである。